

■ 意見公募結果

- ・意見公募期間（令和4年6月6日から令和4年7月5日まで）
- ・提出された意見の数（3件）

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	水質検査の頻度について、水道施設との比較があると分かりやすい。	別紙1のとおり比較表を作成しました。
2	水道水質基準ではTDIと暴露経路などにに基づき基準値が定められているが、温泉の場合は飲用量もごくわずかに制限されているため、記載されている基準値が水道基準よりもかなり高濃度になっているように思う。水質基準値の設定根拠を示して欲しい。	<p>水質基準値につきましては、以下のとおり設定しました。</p> <p>（1）温泉利用基準（飲用利用基準）平成19年10月1日付け環自総発第07100102号及び平成26年7月1日付け環自発第1407012号を基本に基準値を設定。</p> <p>（2）上記（1）により規制されていない項目は次の順序で基準値を設定。</p> <p>① 利用形態が最も近い清涼飲料水（ミネラルウォーター）の規格基準（食品衛生法）を適用。</p> <p>② 上記（1）及び（2）-①により規制されていない項目は水道法又は地下水の水質汚濁に係る環境基準（水質汚濁防止法）の基準値により補完。ただし、水道法に基づく水質基準項目のうち、消毒副生成物については温泉の利用形態を考慮し基準化しない。</p> <p>③ 温泉に多く含まれるホウ素、アルミニウム、鉄、マンガンについては、耐容一日摂取量（TDI）により規制。</p> <p>④ 利用形態を考慮し、レジオネラ属菌については高知県公衆浴場法施行条例に準拠して基準を適用。</p> <p>詳細につきましては、別紙2のとおりです。</p>
3	細菌類の汚染指標として、大腸菌群が示されている。水道法では大腸菌群から大腸菌に指標が変更となっているが、温泉法では未だ大腸菌群を指標として用いているのか。	温泉利用基準（飲用利用基準）平成19年10月1日付け環自総発第07100102号では、大腸菌群が採用されています。